

船橋市債権管理に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号。以下「条例」という。）及び船橋市債権管理条例施行規則（平成23年船橋市規則第78号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市の債権管理に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(台帳の整備)

第2条 規則第4条第1項第6号のその他履行方法に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 履行期限の繰上げに関する事項
- (2) 徴収猶予に関する事項（市税及び強制徴収公債権に限る。）
- (3) 職権又は申請による換価の猶予に関する事項（市税及び強制徴収公債権に限る。）
- (4) 履行延期の特約等に関する事項（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）

2 規則第4条第1項第7号の債権の徴収に係る履歴は、次に掲げるものに係る履歴とする。

- (1) 納付
- (2) 督促状、催告書等の送達
- (3) 保証人への協力依頼及び履行請求
- (4) 権利についての協議を行う旨の合意
- (5) 連帯債務者及び保証人への情報提供等（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- (6) 連帯保証人又は連帯債務者について生じた事由の効力に関する事項
- (7) 支払督促の申立て（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- (8) 訴えの提起（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- (9) 債務名義の取得（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- (10) 交付要求（市税及び強制徴収公債権に限る。）
- (11) 配当要求（債務名義のある非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- (12) 債権の届出
- (13) 滞納処分（市税及び強制徴収公債権に限る。）

- (14) 強制執行（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
 - (15) 仮差押え及び仮処分（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
 - (16) 債務者に代位して行う措置及び債務者の行為取消請求
- 3 規則第4条第1項第8号の担保に関する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 人的担保に関する次に掲げる事項
 - ア 保証債務の種別
 - イ 氏名及び住所
 - ウ 住民コード
 - エ 生年月日
 - オ 自宅の電話番号及び携帯電話番号
 - カ 勤務先の名称及び電話番号
 - キ 勤務年数
 - ク 収入の額
 - ケ 取引口座の情報
 - (2) 物的担保に関する次に掲げる事項
 - ア 物的担保の種別
 - イ 所有者及び所在地
 - ウ 数量
 - エ 権利関係を証明する書類の名称
- 4 規則第4条第1項第9号のその他市長が必要があると認める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 債務者に関する次に掲げる事項
 - ア 住民コード
 - イ 生年月日
 - ウ 自宅の電話番号及び携帯電話番号
 - エ 勤務先の名称及び電話番号
 - オ 取引口座の情報
 - カ 相続人に関する事項
 - (2) 債権に関する次に掲げる事項
 - ア 時効完成猶予及び時効更新事由、時効完成猶予期間及び時効更新年月日等の時効に関する事項

- イ 利率その他利息に関する事項
- ウ 延滞金、遅延損害金等に関する事項
- エ 執行停止に関する事項（市税及び強制徴収公債権に限る。）
- オ 徴収停止に関する事項（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- カ 債権の放棄に関する事項（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- キ 不納欠損に関する事項

（延滞金の減免）

第3条 条例第7条第3項に規定する延滞金の減免についての取扱いの基準は、
「船橋市債権管理条例第7条第3項に規定する延滞金の減免に関する取扱基準」に定めるところによる。

（滞納処分等）

第4条 条例第8条に規定する滞納処分等をするために必要な事務の取扱いは、
「船橋市市税及び強制徴収公債権回収一元化に関する事務取扱要領」に定めるところによる。

（非強制徴収公債権及び私債権の滞納状況等の報告）

第5条 所管課長は、非強制徴収公債権及び私債権について、条例第6条に規定する督促で指定する期限までに履行されない債権があるときは、その期限から概ね1か月以内に、その旨を債権管理課長に報告しなければならない。ただし、船橋市私債権等一元管理システムとシステム間連携をしている債権、及び債権管理課長が別の方法で報告することを認めた債権は除く。

2 所管課長は、前項に規定する報告をした債権についての履行状況を、債権管理課長に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、非強制徴収公債権及び私債権の滞納状況等の報告に関し必要な事項は、債権管理課長が別に定める。

（所管課における徴収困難債権の報告）

第6条 所管課長は、所管課における債権の管理では完納に至らないと判断した非強制徴収公債権及び私債権（以下これらを「徴収困難債権」という。）が発生したときは、債権管理課長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる債権があるときは、所管課長は当該債権を徴収困難債権として債権管理課長に報告しなければならない。ただし、所管課において既に分割による納付をしており、かつ、1年以内に完納となる見

込みがある等の債権を除く。

- (1) 消滅時効期間が 5 年以上の債権であって、当初の履行期限から 3 年を経過してもなお完納に至らない債権
- (2) 消滅時効期間が 3 年以下の債権であって、消滅時効期間満了までの期間が 1 年に満たない債権
(強制執行等)

第 7 条 条例第 9 条の相当の期間は、同条第 1 号及び第 3 号については概ね 1 年、同条第 2 号については概ね 3 か月とする。

(訴訟手続)

第 8 条 条例第 9 条第 3 号に規定する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）により履行を請求する債権の選定及び訴訟の種別の選択をするための具体的な取扱いの基準は、「船橋市訴訟手続対象債権の選定等に関する基準」に定めるところによる。

2 訴訟手続により履行を請求する債権は、完納、徴収停止の決定又は債権の放棄の決定までの間は、債権管理課において当該債権に係る事務（調定及び納付書の作成を除く。）を行うものとする。ただし、所管課において管理すべき特別な事由が生じた場合は、この限りでない。

3 債権管理課長は、前項の規定により債権管理課において事務を行うこととなった債権について、次に掲げる事由が生じた場合には、所管課長にその旨及びその事由に付随する時効管理に関する事項等を報告しなければならない。

- (1) 支払督促申立てに係る管轄裁判所からの発付に関する通知があったとき。
- (2) 仮執行宣言付支払督促が確定し、債務名義を取得したとき。
- (3) 支払督促申立てを取り下げたとき。
- (4) 口頭弁論に出廷したとき。
- (5) 判決、和解等が確定し、債務名義を取得したとき。
- (6) 訴えの提起を取り下げたとき。
- (7) 強制執行申立てに係る債権差押命令が所轄裁判所より送付されたとき。
- (8) 債権差押命令に基づき、差押債権の取立て又は配当があったとき。
- (9) 強制執行申立てを取り下げたとき。
- (10) 債務の承認があったとき。
- (11) 履行延期の特約等をしたとき。

(12) 連帯債務者及び保証人へ情報提供等をしたとき。

(13) 完納したとき。

(14) その他債権に係る事由が生じたとき。

4 所管課長は、前項の規定による報告があったときは、条例第 5 条に規定する台帳（以下「債権管理台帳」という。）に必要な事項を記載しなければならない。

5 債務名義等の訴訟手続により取得した書類は、債権管理課において保管する。
（警告書の送付等）

第 9 条 債権管理課長は、船橋市訴訟手続対象債権の選定等に関する基準に基づき訴訟手続対象債権となったものについて、必要があると認めるときは、当該債権の債務者に対し、訴訟手続前の最終通告としての警告書の送付を行うことができる。

2 前項の規定に基づく送付をした債権については、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、完納、徴収停止の決定又は債権の放棄の決定までの間は、債権管理課において当該債権に係る事務（調定及び納付書の作成を除く。）を行うものとする。ただし、所管課において管理すべき特別な事由が生じた場合は、この限りでない。

3 債権管理課長は、第 1 項の規定に基づく送付をした場合は、所管課長にその旨及び時効管理に関する事項を報告するものとする。

4 所管課長は、前項の規定による報告があったときは、債権管理台帳に必要な事項を記載しなければならない。

（債権の申出等）

第 10 条 債権管理課長は、条例第 11 条各項に規定する措置をしたときは、所管課長にその旨及び時効管理に関する事項を報告するものとする。

2 所管課長は、前項の規定による報告があったときは、債権管理台帳に必要な事項を記載しなければならない。

（保証人の要件等）

第 11 条 規則第 10 条第 3 項第 4 号に規定する保証人は、成年で独立の生計を営み、債務額に見合った弁済をする資力を有すると認められる者とする。

2 規則第 10 条第 3 項第 4 号に規定する保証人の保証を担保として提供させるときは、連帯保証とし、連帯保証承諾書（第 1 号様式）に保証人の印鑑登録

証明書を添えて提出させなければならない。

(保証人等への情報提供等)

第 12 条 所管課長(第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定により債権管理課において事務を行うこととなった債権にあっては、債権管理課長。以下この条において同じ。)は、非強制徴収公債権及び私債権について、主債務者、連帯債務者の一人又は保証人の一人に対し履行延期の特約等を認める等の理由により納付計画を立てたとき又は裁判上の和解をしたときは、遅滞なく、他の連帯債務者及び保証人(以下「保証人等」という。)に対し、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(1) 債務の名称

(2) 債務の額(利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものを含む。)

(3) 納付計画又は和解条項に基づく分割による納付の期間及び分割して支払う額

2 所管課長は、前項第 3 号の期間が 1 年を超える場合は、1 年ごとに、保証人等に対し、前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の情報を提供しなければならない。

3 所管課長は、非強制徴収公債権及び私債権について、条例第 10 条に規定する履行期限を繰り上げる旨の通知等をしたときは、当該通知をした時から 2 か月以内に、保証人等に対しその旨を通知しなければならない。

(徴収停止)

第 13 条 所管課長は、所管する債権について、条例第 12 条各号のいずれかに該当する場合は、債権管理課長に報告しなければならない。

2 債権管理課長は、前項の規定による報告を受けたときは、同一債務者に係る市の債権を整理し、所管課長と規則第 12 条第 3 項に規定する協議のうえ徴収停止予定者を選定する。

3 所管課長は、徴収停止の決定があったときは、徴収停止の開始年月日及び理由を台帳に記載しなければならない。

4 所管課長は、徴収停止の決定をしたが当該徴収停止に係る事由が消滅したとき、及び当該債権に係る債務者からの納付があったときは、速やかに徴収停止

の措置を取り消し、その旨を債権管理課長に報告しなければならない。

5 前項の規定による報告を受けたときは、債権管理課長は、当該債務者について当該債権以外に徴収停止の措置をした債権がある場合は、当該債権の所管課長に徴収停止を取り消すよう通知をしなければならない。

6 条例第 12 条の相当の期間とは、概ね 1 年とする。

7 条例第 12 条第 2 号の債務者の所在が不明であるとは、債務者あての文書が返戻され、かつ、住民票の写し及び戸籍の附票等の取得並びに居住地及び勤務先への調査をしてもなお債務者の所在を確認することができない状態をいう。
(債権放棄)

第 14 条 条例第 14 条第 1 号及び第 4 号の相当の期間とは、概ね 3 年とする。

2 債権管理課長は、規則第 12 条第 1 項の規定による申出があつたときは、同一債務者に係る市の債権を整理し、所管課長と協議のうえ債権放棄予定者を選定する。

3 債権管理課長は、債権放棄が決定したときは、その旨を所管課長に通知するものとする。

4 所管課長は、前項の規定による通知があつたときは、債権放棄の年月日及び理由を台帳に記載し、不納欠損の処理をしなければならない。

(新たに発生した債権等の取扱い)

第 15 条 条例の制定、改正等により新たに債権が発生することとなったとき、又は債権に係る根拠法令の改正又は判例により債権の性質が変更されることとなったときは、当該債権を所管する課の課長は、事前に債権管理課長と協議しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、債権管理課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 2 条、第 8 条及び第 12 条の規定は、この要領の施行の日において、現に履行延期の特約等を認める等の理由により納付計画を立て、又は裁判上の和解をし、これに基づく分割による納付をしている場合についても適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 2 日から施行する。

連帯保証承諾書

令和 年 月 日

船橋市長

あて

承諾者（連帯保証人）

住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話（自宅） _____

（携帯電話） _____

勤務先 _____

勤務先住所 _____

勤務先電話 _____

私は、下記の債務及び当該債務に係る附帯債務について、主債務者と連帯して一切の債務を負うことを承諾します。

主債務者	住所 氏名
債務名	
債務額	
延滞金又は遅延損害金の定め	
納付方法	
その他特記事項	

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。